

中間市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

概要版

すべてのこどもが夢や希望をもち
笑顔があふれるまち なかま
～だれひとり取り残さない!「こどもまんなか」社会をめざして～



令和7年3月
中間市

「中間市こども計画」について

(1) 策定の背景と概要

令和2年3月に策定した「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」（中間市次世代育成支援行動計画を包含している）が令和6年度末をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする中間市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定します。

こども計画は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法に基づくこども大綱やこども基本法、福岡県のこども計画との整合性に留意し、次の計画を包含し、一体的なものとして策定することとします。

こども計画に包含する計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- 成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

母子保健を含む成育医療等に関する計画については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）に基づき、市町村において計画を策定するものとされていることから、同様に一体のものとして策定することとします。

また、学童保育を含め、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについても、計画的に進めることが求められていることから、本市の基本方針を策定します。

本計画は、「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」による取組みを継続、発展させるとともに、国の動向や社会情勢、本市における諸課題、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、本市の実情に即したこども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目的として策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画においては、下記の年齢等を対象としています。

こども計画に包含する計画

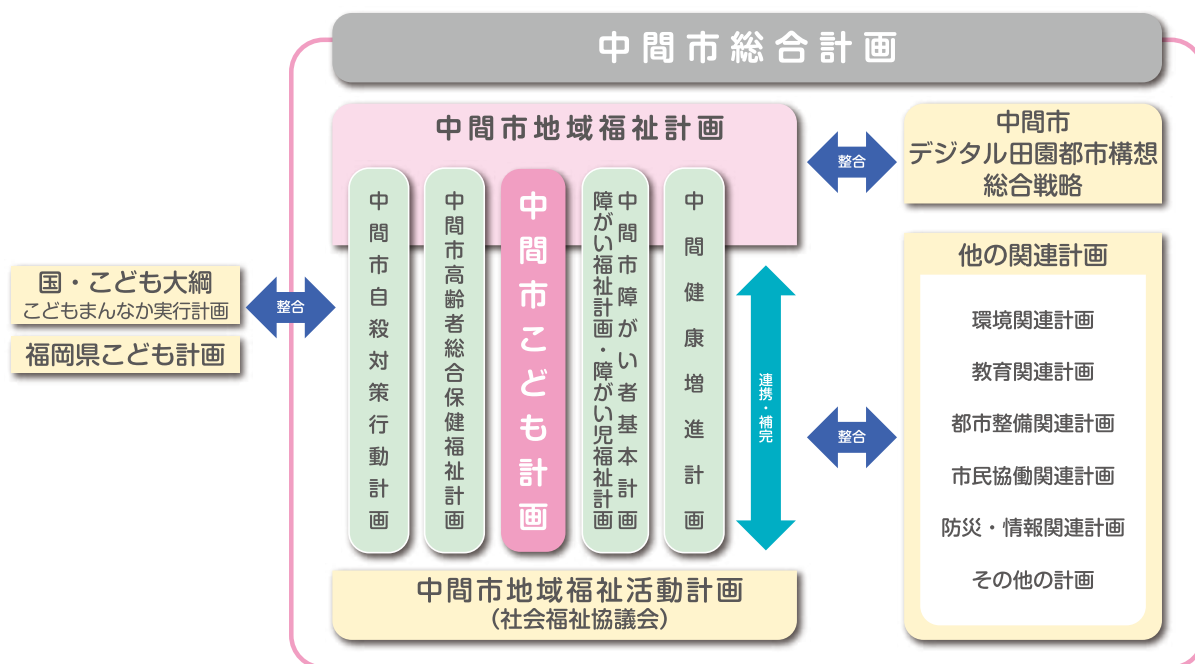
- 「子ども・子育て支援」については、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としています。
- 「若者支援」については、おおむね15歳から40歳未満の者としています。
- 「次世代育成支援」については、次代の社会を担うこどもを育成し、又は育成しようとする家庭としています。
- 「こどもの貧困対策」については、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階としています。
- 「母子保健を含む成育医療」については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦としています。

こども基本法では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。



(3) 他の計画との関係

中間市こども計画は、中間市総合計画及び中間市地域福祉計画を上位計画とする、福祉分野の個別計画の位置づけであり、国の策定する「こども大綱」と、福岡県の策定する都道府県こども計画「福岡県こども計画」との整合に留意しました。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。なお、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

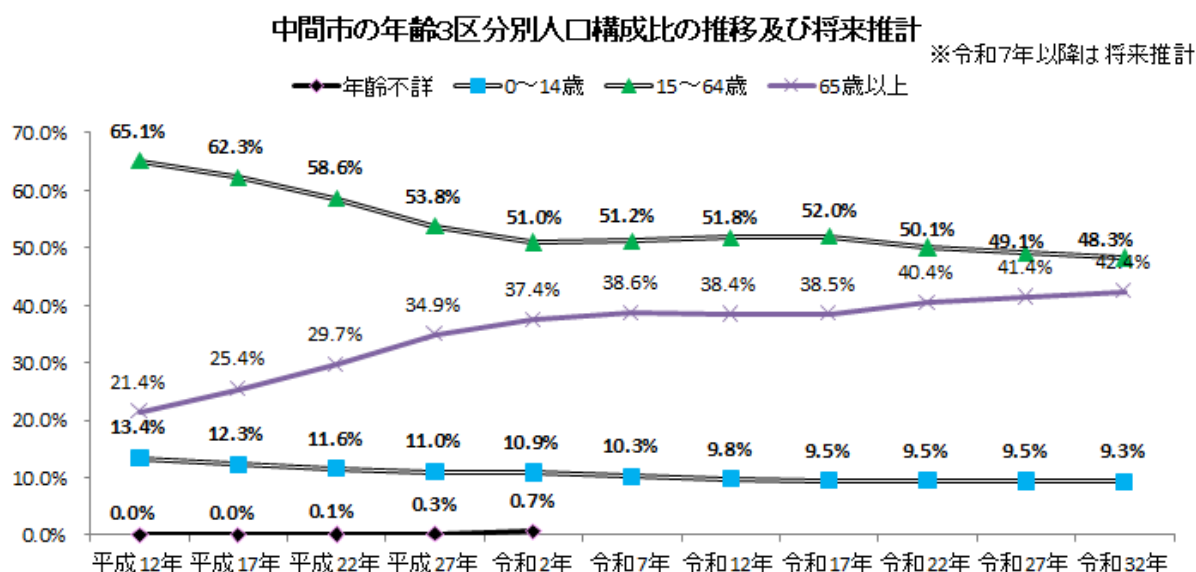
H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
次世代育成支援行動計画 (H22～H26)					子ども・子育て 支援事業計画(第1期)					子ども・子育て 支援事業計画(第2期)					こども計画				

こどもを取り巻く環境の変化

(1) 人口の推移と将来推計人口

「国立社会保障・人口問題研究所」（令和 5 年推計）の将来推計人口によると、本市の総人口は将来的にも減少を続け、10 年後の令和 17 年には 32,979 人になると見込まれています。

年少人口についても、令和 2 年の 4,405 人から令和 17 年には 3,122 人になると見込まれています。



※国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」（令和 5 年推計）の将来推計人口

計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、第2期中間市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「地域の和による 子育てを支えるまち なかま」を引き継ぐとともに、こども・若者の権利の尊重や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上、若者に関する施策の充実といった要素を加えた、だれひとり取り残さない、「こどもまんなか」社会を目指すものとなっています。

基本理念

すべてのこどもが夢や希望をもち

笑顔があふれるまち なかま

～だれひとり取り残さない！「こどもまんなか」社会をめざして～

上記の基本理念を実現するため、以下の5つの視点に基づいて計画を推進します。

- こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、こどもの最善の利益を考慮する。
- こども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する。
- こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう支援する。
- こども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でこども・若者の成長を支える。
- 多様性と包摂性に溢れた「だれひとり取り残さない」社会の実現に向けて、すべてのこども・若者の生命・権利・未来を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざす。

(2) 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

本計画の推進に当たっては、前述の基本理念を念頭に置きながら、これまでこども・子育て支援事業計画の推進に向け取り組んできた基本的な視点と目標を見直し、だれひとり取り残さない「こどもまんなか」社会の中で、「すべてのこどもが夢や希望をもち笑顔があふれるまち なかま」を目指します。

1 こどもの権利 … すべてのこどもの権利を保障する

すべてのこどもと若者が、心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を保障するための取組を進めます。

また、こども基本法やこども権利条約の精神にのっとり、こどもと若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めます。

2 育ち、学び、遊び、体験

… こどもを安心して産み育て健やかな成長を育む

健康でゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、健やかな成長を支えます。

3 安心と希望 … きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する

経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることのない、すべての人が希望を持てるまちづくりを進めます。このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障がい等、本人たちだけでは対応が困難な課題を抱え、支援を必要としているこどもや若者、家庭に対して、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこどもや若者が、置かれた環境に関わらず希望を抱いて健やかに育つことができるよう取り組みます。



4 若者と未来 … 若者の生活を支え、希望に応じた未来を支援する

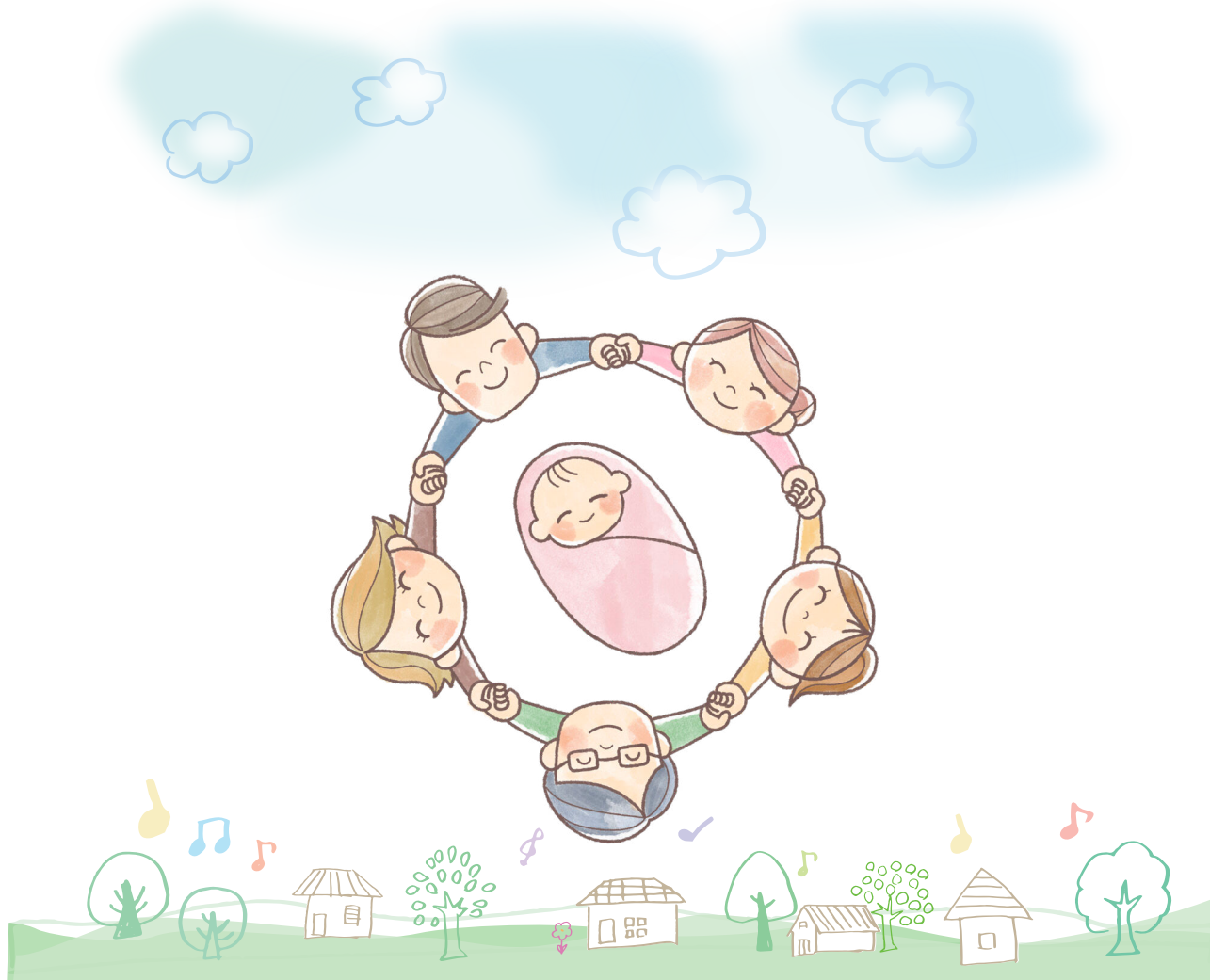
すべての若者が夢や希望を持って育っていけるよう、その自立を支援するとともに、一人ひとりの未来への希望を尊重しながら、出会いや結婚に関する支援を行うとともに、本市への移住や定住の促進に取り組みます。また、自らの生き方を模索し確立しようとする中で、不安や悩みを感じる若者やその家族を支援し、希望ある未来に向けて進んでいけるよう取り組みます。

5 地域力 … こどもたちの育ちを地域社会全体で支援する

こどもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切になります。

少子化が進む中、こどもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となります。

そこで、本計画では、次代を担う宝である、こどもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって取組を進めます。



(3) 計画の体系

5つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標を設定します。

基本理念

「すべてのこどもが夢や希望をもち 笑顔があふれるまち なかま」
～だれひとり取り残さない！ 「こどもまんなか」社会をめざして～

基本目標	基本目標を実現するための施策
① こどもの権利 すべてのこどもの権利を保障する	(1) こども・若者が権利の主体であることの周知・啓発 (2) こども・若者や子育て世帯の意見反映
② 育ち、学び、遊び、体験 こどもを安心して生み育て健やかな成長を育む	(1) 妊娠前から子育て期までの健やかな育ちと切れ目ない支援 (2) こどもの健やかな発育・発達の支援 (3) 教育・保育の充実と健やかな育ちの支援 (4) 子育てと仕事の両立支援 (5) 多様な遊びや体験活動の充実、居場所づくり
③ 安心と希望 きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する	(1) 児童虐待防止対策の推進 (2) ヤングケアラーへの支援 (3) こども・若者の貧困対策 (4) ひとり親世帯への支援 (5) 障がいのあるこども・若者への支援 (6) 在留外国人のこども・若者等への支援 (7) こども・若者の自殺対策
④ 若者と未来 若者の生活を支え希望に応じた未来を支援する	(1) 心身ともに健全な次世代を育成 (2) 自立できる資質を養うための支援 (3) 出会い・結婚への支援と移住・定住の促進 (4) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
⑤ 地域力 こどもたちの育ちを地域社会全体で支援する	(1) 地域の子育て支援体制の充実 (2) こどもやこども連れにやさしいまちづくり (3) こどもの事故や犯罪等の防止

事業計画

(1) 教育・保育提供区域

本市における「地域子ども・子育て支援事業」等に係る提供区域は、市全域を基本として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

(3) 教育・保育の提供体制

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強いこども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望しているこども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し保育所等での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園 地域型保育



(4) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

				R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10年度	R11年度
量の見込み a	1号	満 3 歳以上	教育希望	203	192	179	173	167
	2号	満 3 歳以上	幼児期学校教育の利用希望が高い	110	104	97	94	91
			上記以外	392	371	346	335	323
	3号	0 歳児	保育に必要な事由に該当	82	79	77	76	75
		1歳児		125	122	118	116	113
		2歳児		125	120	117	113	111
	合計			1,037	988	934	907	880
確保方策 b	1号	満 3 歳以上	教育希望	794	800	800	800	800
	2号	満 3 歳以上	幼児期学校教育の利用希望が高い	0	0	0	0	0
			上記以外	473	497	497	497	497
	3号	0 歳児	保育に必要な事由に該当	111	114	114	114	114
		1歳児		152	153	153	153	153
		2歳児		159	166	166	166	166
	合計			1,689	1,730	1,730	1,730	1,730
不足 b - a	1号	満 3 歳以上	教育希望	591	608	621	627	633
	2号	満 3 歳以上	幼児期学校教育の利用希望が高い	-110	-104	-97	-94	-91
			上記以外	81	126	151	162	174
	3号	0 歳児	保育に必要な事由に該当	29	35	37	38	39
		1歳児		27	31	35	37	40
		2歳児		34	46	49	53	55
	合計			652	742	796	823	850



(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

			R6年度 (実績見込)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(1)	利用者支援事業	基本型	量の見込	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
			確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	地域子育て 相談機関		量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
			確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	特定型		量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
			確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター		量の見込	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
			確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(2)	地域子育て支援 拠点事業	量の見込	456人回/月	442人回/月	444人回/月	448人回/月	450人回/月	452人回/月
		確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(3)	各種妊婦健康診査	量の見込	2,820人回/年	2,820人回/年	2,820人回/年	2,820人回/年	2,820人回/年	2,820人回/年
		確保方策	実施場所：県内医療機関及び助産所 検査項目及び実施時期：妊婦に対する健康診査についての望ましい基準に準ずる					
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込	220人/年	217人/年	214人/年	211人/年	208人/年	205人/年
		確保方策	実施体制：4人 実施機関：こども家庭センター					
(5)	療育支援訪問事業	量の見込	300人/年	300人/年	300人/年	300人/年	300人/年	300人/年
		確保方策	実施体制：7人 実施機関：こども家庭センター					
(6)	子育て世帯訪問 支援事業	量の見込	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年
		確保方策	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年	100人日/年
(7)	児童育成支援拠点事業	量の見込	0人/年	0人/年	2人/年	4人/年	8人/年	10人/年
		確保方策	0人/年	0人/年	2人/年	4人/年	8人/年	10人/年
(8)	親子関係形成支援事業	量の見込	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	19人/年	19人/年
		確保方策	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	19人/年	19人/年
(9)	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年
		確保方策	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年	80人日/年
(10)	一時預かり事業	幼稚園における 在園児対象	量の見込	25,075人日/年	25,062人日/年	25,049人日/年	25,036人日/年	25,023人日/年
			確保方策	25,075人日/年	25,062人日/年	25,049人日/年	25,036人日/年	25,023人日/年
		在園児対象型を除く	量の見込	775人日/年	775人日/年	775人日/年	775人日/年	775人日/年
			確保方策	775人日/年	775人日/年	775人日/年	775人日/年	775人日/年
		子育て援助活動支援 事業（就学時のみ）	量の見込	0人日/年	0人日/年	15人日/年	15人日/年	15人日/年
			確保方策	0人日/年	0人日/年	15人日/年	15人日/年	15人日/年
(11)	延長保育事業	量の見込	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年
		確保方策	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年	389人/年
(12)	病児保育事業、子育て 援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	量の見込	10人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年
		確保方策	10人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年	12人日/年
(13)	放課後児童健全育成 事業（放課後児童クラブ）	量の見込	359人/年	388人/年	396人/年	404人/年	412人/年	420人/年
		確保方策	359人/年	388人/年	396人/年	404人/年	412人/年	420人/年
(14)	妊婦等包括相談 支援事業	量の見込	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年
		確保方策	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年	690回/年
(15)	乳児等通園 支援事業	0歳児	量の見込	—	—	4人日/年	4人日/年	4人日/年
			確保方策	—	—	4人日/年	4人日/年	4人日/年
		1歳児	量の見込	—	—	5人日/年	5人日/年	5人日/年
			確保方策	—	—	5人日/年	5人日/年	5人日/年
		2歳児	量の見込	—	—	6人日/年	6人日/年	6人日/年
			確保方策	—	—	6人日/年	6人日/年	6人日/年
(16)	産後ケア事業	量の見込	90人/年	90人/年	105人/年	105人/年	105人/年	105人/年
		確保方策	90人/年	90人/年	105人/年	105人/年	105人/年	105人/年

中間市こども計画 概要版

発行：令和7年3月31日

編集：中間市保健福祉部 こども未来課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号 TEL：093-246-6248 FAX：093-244-0579